

軽金属学会倫理規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）の倫理綱領について規定する。

（総則）

第2条 会員は、真理の探究と技術の革新に挑戦し、新しい価値を創造することによって、文明と文化の発展および人類の安全、健康、福祉に貢献することを使命とする。また、科学技術が地球環境と人類社会に重大な影響を与えることを認識し、技術専門職として職務を遂行するにあたって、自らの良心と良識に従う自律ある行動が、科学技術の発展と人類の福祉にとって不可欠であることを自覚し、社会からの信頼を得るために、以下に定める倫理綱領を遵守する。

第2章（倫理綱領）

（社会に対する責任）

第3条 会員は、人類と社会の健全なる発展の礎を築くために、技術、安全、健康、福祉に貢献するように行動する。また、研究や技術開発とその成果の利用にあたって、軽金属学に基づく技術がもたらす社会への影響や危険性についての配慮を怠らない。

（会員としての責任）

第4条 会員は、自らの意識と責任において、学術と技術の発展及び文化の向上に役立てることを心がけ、また、生命、財産、名誉、個人の秘密に係わることを尊重し、擁護する。

（公平性の確保）

第5条 会員は、人種、性、年齢、地位、所属、思想・宗教などによって、個人を差別せず、個人の人権と人格を尊重する。また、個人の自由を尊重し、公正に対応する。

（公正性）

第6条 会員は、立案、計画、申請、実施、報告などの過程において、真実に基づき、

公正であることを重視し、誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、加担しない。また科学技術に関わる問題に対して、特定の権威・組織・利益によらない中立的・客観的な立場から討議し、責任を持って結論を導き、実行する。

(法令の遵守)

第7条 会員は、職務の遂行に際して、社会規範、法令および関係規則を遵守する。

(研鑽と向上)

第8条 会員は、一般知識や専門知識の維持と向上に努力し、自己の業務において最善を尽くす。

(情報の公開)

第9条 会員は、関与する計画・事業の意義と役割を公に説明し、それらが人類や環境に及ぼす影響や変化を予測する努力を怠らず、その結果を公開することを心掛ける。

(他者との関係)

第10条 会員は、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(教育と啓発)

第11条 会員は、自己の専門知識と経験を生かして、将来を担う技術者・研究者の指導・育成に努める。また得られた知的成果の公開に努め、人々の啓発活動に貢献する。

第3章 補則

(改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. 本規程は一般社団法人軽金属学会の第23回理事会（平成26年3月28日開催）において制定した。
2. 本規程は平成26年4月1日から施行する。